

令和 5 年
第 4 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 5 年 8 月 2 8 日 (第 1 日)

令和5年第4回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年8月28日（月曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	議第59号 令和5年度土岐市一般会計補正予算（第3号）	} 別冊	
日程第4	議第60号 令和5年度土岐市病院事業会計補正予算（第1号）		
日程第5	議第61号 土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について		1
日程第6	議第62号 土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について		8
日程第7	議第63号 土岐市教育委員会委員の任命同意について		13
日程第8	議第64号 土岐市公平委員会委員の選任同意について	14	
日程第9	諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	15	
日程第10	諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	16	
日程第11	議第65号 令和4年度土岐市一般会計決算の認定について	17	
日程第12	議第66号 令和4年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について	18	
日程第13	議第67号 令和4年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について	19	
日程第14	議第68号 令和4年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について	20	
日程第15	議第69号 令和4年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について	21	
日程第16	議第70号 令和4年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について	22	
日程第17	議第71号 令和4年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	23	
日程第18	議第72号 令和4年度土岐市病院事業会計決算の認定について	24	
日程第19	議第73号 令和4年度土岐市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	25	

議第61号

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

条例等に基づく手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするため、この条例を定めようとする。

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、土岐市（以下「市」という。）の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び市の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに同法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条の規定により、岐阜県の条例の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する岐阜県の条例及び岐阜県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律、法律に基づく命令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載され

た紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類によ

り行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を利用する手続等の公表)

第9条 市の機関等は、この条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議第 6 2 号

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例

土岐市火災予防条例（昭和36年土岐市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

		開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリル					
--	--	-----	--------------------	--	--	--	--	--

気 体 燃 料	不 燃 以 外		リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	1 4kW 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
			据置型レンジ	2 1kW 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
	不 燃	開 放 式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	1 4kW 以下	8 0	0	—	0
			据置型レンジ	2 1kW 以下	8 0	0	—	0

」

を
「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	1 4kW 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
			据置型レンジ	2 1kW	1 0 0	1 5	1 5	1 5

				以下		注		注
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の土岐市火災予防

条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第63号

土岐市教育委員会委員の任命同意について

土岐市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	大野 良子	

議第64号

土岐市公平委員会委員の選任同意について

土岐市公平委員会委員として次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	前田 隆	

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	塚本 泰二	

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	長谷川 満	

議第65号

令和4年度土岐市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第66号

令和4年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第67号

令和4年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市駐車場事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第68号

令和4年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第69号

令和4年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第70号

令和4年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第71号

令和4年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第72号

令和4年度土岐市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度土岐市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第73号

令和4年度土岐市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、令和4年度土岐市水道事業会計に係る資本剰余金を処分する議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度土岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

議第74号

令和4年度土岐市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度土岐市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司